

の分布は、警察の検視立ち会いに従事している医師の現状をある程度反映しているものと見られる。

回答者の所属施設での立場と警察の検視との関わりについて複数回答可として尋ねたところ(図a-3)、全体(614名)の8割以上(514名)が、医療機関の開設者、管理者であり、また半数以上(324名)が警察の検視立ち会い医、警察医、警察協力医などとして登録されている医師であった。一方で、法医学教室等の研究者(17名)や監察医の立場(18名)との回答も少数ながらあった。

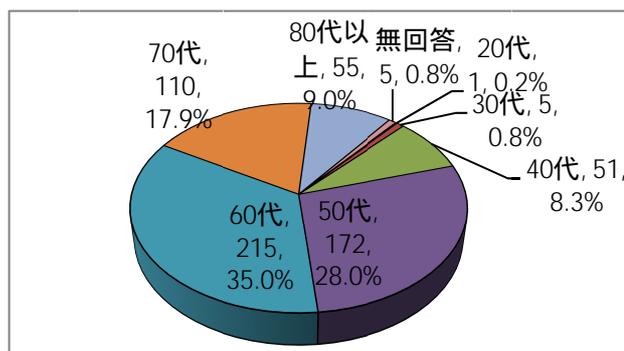
回答者が所属する施設の種別(図a-5)では、全体(614名)の65.8%が無床診療所、16.4%が病院であり、およそ8割弱(78.2%)が有床又は無床の診療所であった。また、開設主体別(図a-6)では、全体の47.6%が医療法人、42.5%が個人で、これら二者で全体の9割を占めた。なお、所属施設の所在地を都道府県別で尋ねた質問(図a-4)については、本調査では、日本医師会から、各都道府県医師会宛に所属会員数に応じて按分した数の調査票を送付したことから、都道府県医師会ごとに既存の警察医会との連携体制の強弱によって回答率に大きな差異が見られたものであり、検視立ち会い業務の実態との関連性は見られない。

次に回答者の検案業務経験についての質問では、年間の経験例数(図a-7)は、全体(614名)の約2割(146名)が10例以下である一方、50例から100例が

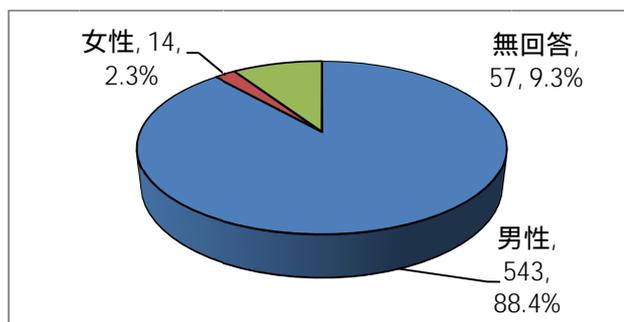
14.2%(87名)、100例から200例が10.3%(63名)と、多くの症例を担当される医師も相当数あった。中には、1.1%(7名)と少数ではあるが、年間500例を超える回答者もあり、わが国の医師全体からみれば、一部の医師が検案業務の大部分を担っているという実態を推察することができる。回答者の検案経験年数を5年ごとに集計したところ(図a-8)、5年から10年との回答が19.1%と最も多かったが、その他の経験年数についてもほぼ1割以上の回答があり、本調査の回答者の範囲においては、全体的には経験年数の均衡が保たれていると見ることができる。

また、検案業務の頻度(図a-9)については、79.0%(485名)が警察の検視に立ち会うことが日常的にあるとの回答であったが、本調査の趣旨からは想定される結果といえる。

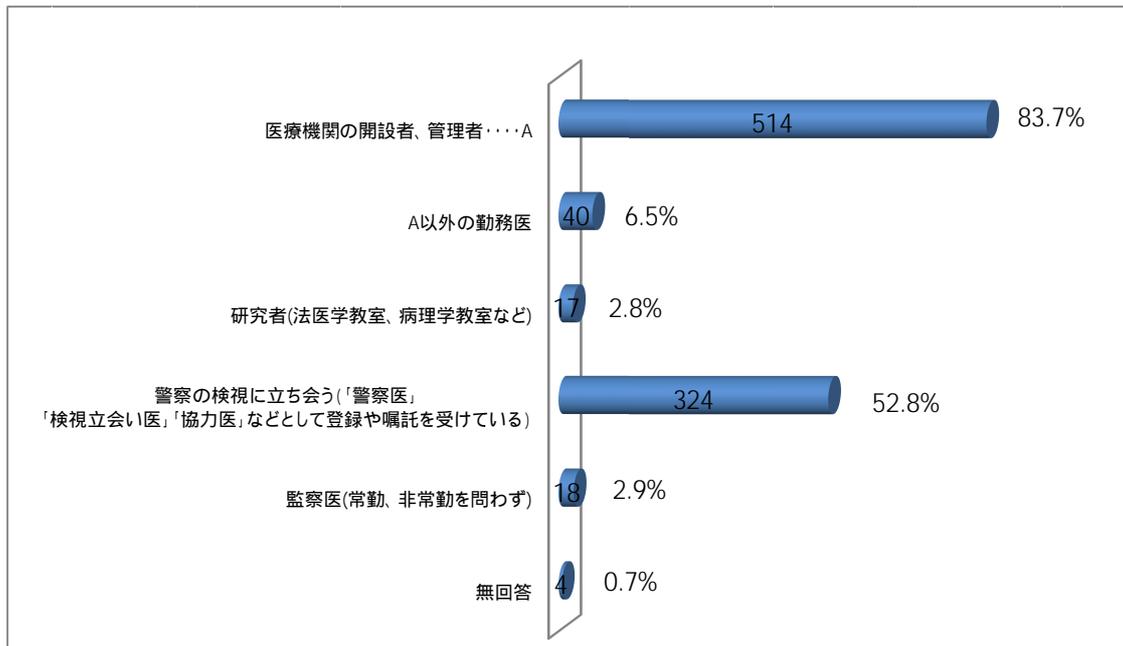
図a-1 回答者の年齢層からみた人数と割合



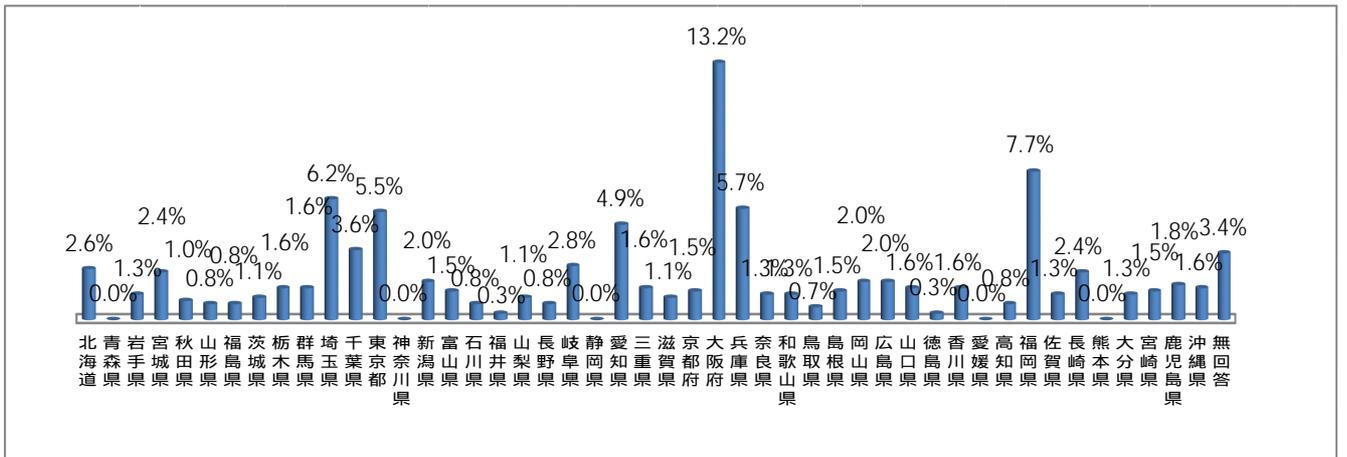
図a-2 回答者の性別からみた人数と割合



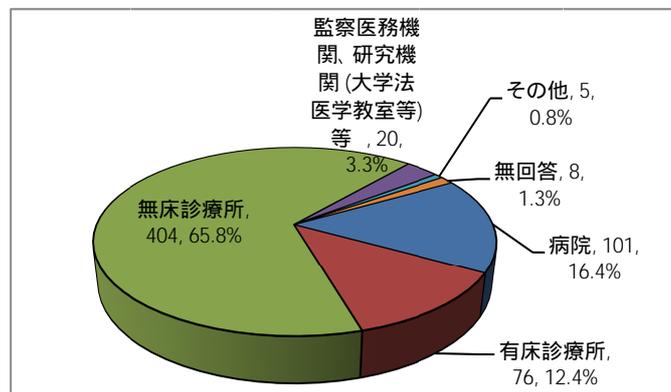
図a-3 所属施設での立場と警察の検視との関わりからみた人数と割合(複数回答可)



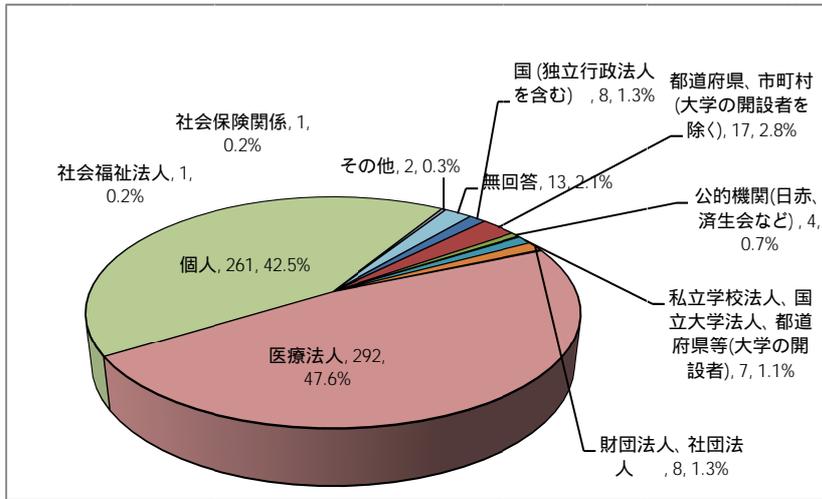
図a-4 所属施設が所在する都道府県別割合



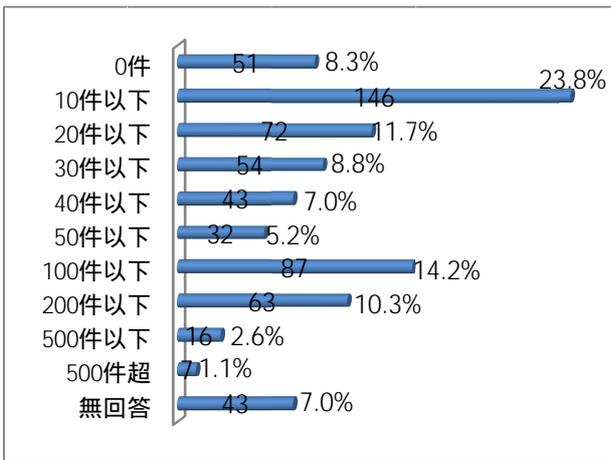
図a-5 所属施設の種別からみた人数と割合



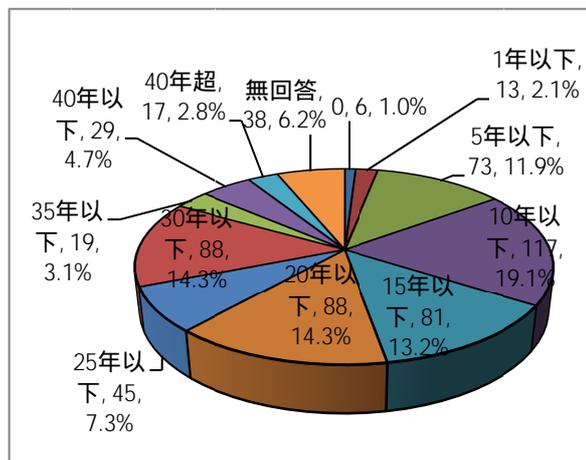
図a-6 所属施設の開設主体別からみた人数と割合



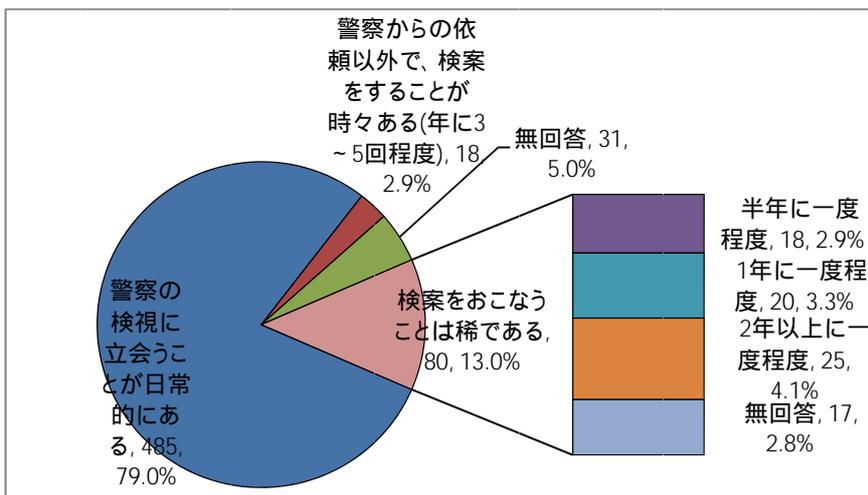
図a-7 年間(H.26年1月~12月)の検案経験数からみた人数と割合



図a-8 検案業務経験年数からみた人数と割合



図a-9 検案業務の頻度からみた人数と割合



b. 回答者自身が直近に経験した死体検案事例をもとにした質問について

2番目の質問群では、回答者自身が直近に経験した死体検案事例一件について、具体的な内容を問うものであり、調査結果は、図b-1～b-13のとおりである（n=614）。

まず、質問の対象となる、直近に検案をおこなった一事例について、その発生曜日と時間帯について尋ねたところ、全体(614名)のおよそ6割が平日、また時間帯別ではほぼ半数が午前8時から午後5時のいわゆる日勤帯であった。全曜日を通じての深夜0時から午前8時の時間帯では8.1%(50名)であった(図b-1)。

次に、その検案事例をどのような経緯で担当することとなったかの問いに対しては、9割以上が「警察から検視立ち会いを依頼され、一連の流れで検案を実施した」事例であった。また、「その他」として回答のあった中には、「患者家族から往診の依頼を受けた」例や、「警察産業医として出務中に依頼された」例なども見られた(図b-2)。

次に、その検案に際して具体的に行われた検査等について複数回答可として質問したところ(図b-4)、614名中281名が「髄液・体液・血液・尿等の生理・生化学的検査」を実施したと答え、次いで、薬毒物検査(146名)、死亡時画像診断(128名)、解剖(102名)という順であった。

なお、検査は実施されていないとの回答も223名であった(図b-3)。(ただし、検査の有無についての質問には無

回答のものも同数の223名あったが、その中には、実際に行われた検査項目を具体的に回答している調査票が187例も見られたので、検査の有無についての集計結果は参考として示すにとどめる。)

さらに、図b-4で実施したと回答があったそれぞれの検査について、それらの検査をどこで実施したか、費用はいずれが負担したのか、他施設で実施した場合にその検査結果は検案担当医に情報提供がなされたかについて尋ねた。

まず、検査項目ごとに実施した施設の区分(図b-5)を見ると、自施設での実施割合が比較的高いのは、死亡時画像診断(全128例)で、およそ4割であった。一方、薬毒物検査(146例中の69.9%)と解剖(102例のうち66.7%)では他施設に依頼される割合が高かった。

また、費用負担の別(図b-6)では、公費負担による実施率が高かったのは薬毒物検査の75.3%で、生理・生化学的検査(55.5%)、Ai(52.3%)、解剖(56.9%)と比較して顕著であった。一方、遺族負担の割合が比較的高かったのは、生理・生化学的検査(9.3%)とAi(10.9%)で、他の検査項目がいずれも1%未満であるのとは対照的である。

これらの検査の結果について、検案担当医への情報提供があったか否かについては、いずれの検査においてもおよそ6割前後で情報提供があるとの回答であった。その中では、薬毒物検査(66.4%)とAi(65.6%)がやや高い結果であり、反対に解剖については